

登別市おためし地域おこし協力隊員設置要綱

(設置)

第1条 この要綱は、登別市地域おこし協力隊員設置要綱（令和6年告示第48号）に規定する登別市地域おこし協力隊の応募を促し、地域外の人材の積極的な誘致、その定住及び定着を図るため、地域おこし協力隊推進要綱（平成21年3月31日付け総行応第38号総務事務次官通知）に基づき、登別市おためし地域おこし協力隊を設置することに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、登別市おためし地域おこし協力隊員とは、第6条に規定する期間において前条の設置の目的を達成するための活動を行うにあたり市長が採用する者をいう。

(活動)

第3条 登別市おためし地域おこし協力隊は、登別市地域おこし協力隊員設置要綱第3条に規定する活動（以下「活動」という。）の体験を行うものとする。

(公募)

第4条 登別市おためし地域おこし協力隊は、次に掲げる要件を全て満たす者を対象に公募する。

- (1) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条に規定する欠格事項に該当しない者
- (2) 心身ともに健康で誠実に活動ができる者
- (3) 活動の内容等を理解し、地域活性化への意欲を持つ者
- (4) 登別市暴力団の排除の推進に関する条例（平成26年条例第22号）第2条に掲げる暴力団員等でない者

(採用の決定)

第5条 登別市おためし地域おこし協力隊員は、応募のあった者の中から、市長が採用を決定する。ただし、採用した登別市おためし地域おこし協力隊員（以下「隊員」という。）は、第3条の活動に従事し市との雇用契約及び雇用関係は存在しないものとする。

(活動期間等)

第6条 隊員の活動期間は、2泊3日以上2週間未満とし、延長はしないものとする。

2 隊員の活動期間等に関する諸条件については、市長が別に定める。

3 市長は、隊員が次の各号のいずれかに該当すると認める場合には、採用を取り消すことができるものとする。

- (1) 法令若しくは隊員の責務に違反し、又は正当な理由なく活動を怠った場合

(2) 心身の故障のため、活動の遂行に支障があり、又はこれに堪えないと認めた場合

(3) 活動に必要な適格性を欠くと認められた場合

(4) 隊員としてふさわしくない非行があった場合

(5) その他市長が採用を取り消す必要があると認める場合

(活動経費)

第7条 市長は、隊員に対し、活動に要する経費を予算の範囲内において負担するものとする。ただし、登別市までの往復に要する交通費は隊員の自己負担とする。

(秘密を守る義務)

第8条 隊員は、活動上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(市長の役割)

第9条 市長は、隊員の活動が円滑に実施できるよう、次に掲げる事項を行うものとする。

(1) 隊員の活動計画の作成

(2) 隊員が活動を行う地域との調整

(3) その他隊員の活動に関して必要な事項

(補足)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。